

## ○学校法人名古屋電気学園における内部通報に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に規定する公益通報のうち、学校法人名古屋電気学園（以下「本学園」という。）の職員等（本学園に籍があるか否かを問わず、本学園において業務に従事する者及び従事したことのある者をいう。以下同じ。）からの組織的又は個人的な法令違反行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為の早期発見と是正を図り、もって、本学園の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保の強化に資することを目的とする。

(受付窓口及び相談窓口)

**第2条** 職員等からの通報の受付及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談の窓口を、学内にあっては総務人事課に、学外にあっては弁護士事務所に設置する。

(通報の方法)

**第3条** 通報の窓口及び相談の窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファックス、書面又は面会のいずれかによるものとする。

(調査)

**第4条** 通報された事項に関する事実関係の調査は、あらかじめ理事長が指名する理事（以下「担当理事」という。）をその責任者として行うものとする。

2 担当理事は、調査する内容に応じて、既設の委員会に調査を依頼し、又は関係者で構成する調査委員会を設置することができる。

(協力義務)

**第5条** 本学園に所属するすべての組織・部署及び職員等は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、その調査に協力しなければならない。

(是正措置)

**第6条** 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、担当理事は、直ちに理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた理事長は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

(処分)

**第7条** 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は、当該行為に関与した職員に対し、学校法人名古屋電気学園就業規則（昭和40年4月1日制定）（以下、「就業規則」という。）の規定に従い、懲戒処分を課することができる。

(通報者等の保護)

**第8条** 理事長は、通報者等（法令違反行為に関する通報又は相談をした職員等をいう。以下同じ。）が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者等に対して懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 理事長は、通報者等が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することにならないように、適切な処置を講じなければならない。また、通報者等に対して不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則の規定に従い、懲戒処分を課することができる。

(個人情報保護)

**第9条** この規程に定める関係業務に携わる者は、通報又は相談された内容及び調査で得られた個人情報  
を他に漏らしてはならない。

(通知)

**第10条** 担当理事は、通報者等に対して、通報を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知又は調査  
を行わない場合にはその理由を文書で通知するものとする。

2 担当理事は、通報者等に対して、調査結果及び是正結果について、被通知者（その者が不正を行っ  
た、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞  
なく通知しなければならない。

(不正の目的)

**第11条** 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行って  
はならない。理事長は、そのような通報を行った者に対して、就業規則の規定に従い、懲戒処分を課すこ  
とができる。

(本規程適用の除外)

**第12条** 他の本学園が定める規則等に規定する相談又は通報等に関しては、当該規則等に従って行うも  
のとし、この規程の適用を受けるものではない。

(雑則)

**第13条** この規程に定めるもののほか、内部通報に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。